

令和3年第7回普代村議会定例会決算特別委員会会議録

招集告示年月日	令和3年9月16日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	再 開	令和3年9月17日 10時00分	
		委員長	古 沼 和 也
	閉 会	令和3年9月17日 16時08分	
		委員長	古 沼 和 也
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 8人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	—	—
	9	正 路 正 敏	○
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記	松 葉 義 人 新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>再開 (10:00)</p> <p>令和2年度普代村一般会計歳入歳出決算の認定について</p>	<p>委員長</p> <p>道下住民福祉課長</p> <p>委員長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>委員長</p> <p>川向総務課長</p> <p>委員長</p> <p>大上浩史委員</p>	<p>令和3年9月17日(金)第7回普代村議会定例会決算特別委員会 これより、本日の会議を開きます。</p> <p>ただ今の出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>各委員及び参与の皆さんに申し上げます。</p> <p>本委員会は、令和2年度の決算について審査する場であります。</p> <p>決算認定の審査については、質問・答弁とも、簡潔・明瞭にお願いいたします。</p> <p>委員の皆さんは、質疑を円滑にするため、必ずページ数と款・項・目・事業名を発言してから質疑を願います。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布いたしました審査日程(第2号)によって進めてまいります。</p> <p>日程第1認定第1号「令和2年度普代村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、議題といたします。</p> <p>ここで、8款土木費に入る前に、昨日3款の中上委員への答弁に誤りがありましたので、道下住民福祉課長より、訂正の説明があります。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お時間をいただきまして、昨日、中上議員からご質問のありました、3款3項1目災害救助費の住宅再建支援事業について、私の答弁の中に誤りがございましたので訂正をさせていただきたく存じます。答弁では災害救助法の適用とならなかった旨の発言をいたしました。正しくは被災者生活支援法でありました。訂正をさせていただきますとともにお詫びを申し上げます。平成28年台風10号災害の際には、同法の適用となり、その制度に基づき住宅再建事業を行ったものでありますが、令和元年台風第19号災害においては同法の適用にならず、村単独事業でその事業を行ったものでございます。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、8款土木費、9款消防費の審査に入ります。</p> <p>大村建設水産課長、川向総務課長より説明願います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、8款土木費の説明をさせていただきます。</p> <p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、9款消防費についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりましたので、8款土木費の質疑を許します。</p> <p>3番大上委員。</p> <p>3番大上です。除雪の機具の関係ですが、よく歩道なんかをやる小型除雪機、ああいうのが各部落に何カ所かあるはずなんです。何カ所くらいそういう設備をしているのか、なお運用状況はどういうふうな状況になっているのかお伺いします。</p>
--	---	--

	<p>委員長 大村建設水産課長</p>	<p>大村課長。 村の所有の歩道除雪機は合計で3台ございます。今の貸し出し状況は全て貸し出している状況でございます。鳥居地区であったり、黒崎の多機能ホームの方にも1台貸しております。全部で3台、全て貸し出している状況でございます。</p>
	<p>委員長 大上浩史委員</p>	<p>3番大上委員。 3台という数字を今伺いましたし、それから多機能ホームに貸しているということなのですが、当然多機能ホームのようなところは当然な訳です。私はまた部落的に配置して、生徒は今堀内なりどこなりということではなくバス通学をしてそういう意味では必要ないとは思いますが、たまたまそういう機材については、私は部落的にそういうふう配置しているものなのかなと。お陰様ですべからく村で除雪はしている訳ですが、個人用というか小さいそういった除雪機は、やはり道路・村道に即した家でなくそういったところで使うような意味での利用という意味で、そういう除雪機を揃えられるものかどうか、そこら辺はどういう考え方なんでしょうか。おそらく村道そのものは村ですべからくやっている、村道に行くまでに遠い住宅が何軒かある訳です。そういう意味での機具機材の利用方法の説明を。</p>
	<p>委員長 大村建設水産課長</p>	<p>大村課長。 各地区で歩道除雪機を揃えているのか、そこら辺まではちょっと把握はしておりませんが、今多機能ホームのほかに2台地区の方にも貸し付けておりますが、地区の方から要望があつて、公民館の周辺であったり、独居老人で道路までの除雪が重労働でできないと、そういったところの地区で歩道除雪機で除雪をしたいということで、そういったものに利用するというので貸し出しをしております。</p>
	<p>委員長 大上浩史委員</p>	<p>3番大上委員。 そうすれば今聞くというと、地区には2台あるんだと。実際運用については、地区の皆さんがボランティアでそういった人で利用しているということなんでしょうか。</p>
	<p>委員長 大村建設水産課長</p>	<p>大村課長。 地区の方に機械を貸し出しまして、地区の方で機械を動かして、地区の方々が除雪をするというかたちになります。こちらの方から人も充ててというのではなく、地区の人で機械を動かすのはやってもらっているということです。</p>
	<p>委員長 大上浩史委員</p>	<p>3番大上委員。 理論的にはそういうことで、じゃあそういった意味での地区での2台分についての年間の運用日数というのはどういうものなんでしょうか。おそらくそういうのは、A・B・C、1・2・3、あそこの家とあそこの家って特定の家庭だと思ふんですね。運用してもらうのはね。そういう意味では、常時昨年場合はそんなに雪が降らなかったということでは、1</p>

	<p>委員長 大村建設水 産課長</p> <p>委員長 大上浩史委 員</p>	<p>回しか出動できなかったということでは、そういった年度によって出動回数は違うかも分からないし、それからなおかつそういう特定の家の 100m なら 100m、200m なら 200m の老人の住宅ということになれば特定になっているんですよ、黒崎でも鳥居でも堀内でもそういう家庭は。それこそ何百軒もある訳でもない訳なんで。そういう意味では、それこそ 2 台あってそういう運用の時間数というか日数がそれくらいで収まっているのかどうか、ほかの地区はいらなかったのかどうか、そこら辺はどういうふうに把握しているんですか。</p> <p>大村課長。 まず、冬がくる前に地区の方に貸し出し希望を取って、それに対して希望があった地区に貸し出している訳でございますが、実際の運用に関しては、運用時間が何日動いたというところまでは把握しておりません。地区の方におまかせをして、随時動かしていただくということで何日活動したというところまでは把握しておりませんでした。</p> <p>大上委員。 いずれのものにもそこら辺が私行き届いていないと思うんですよ。例えば私は黒崎のことは分からないけども、堀内に 1 台、B & G にあったんでなかったのかなとは認識している訳ですがね。じゃあ堀内がどういうふうに、B & G にあるのがどういうふうに運用しているのかということになればほとんど運用していない、公的に B & G の運動場に関するそういった意味でちょこちょこっと運用しているというだけで、じゃあ白井なら白井の私の住んでいる白井地区の部落的に運用日数がどういうふうになっているかということになれば、私の情報不足だかも分からないけども、ほとんどそういった面では白井地区は個人的にはやっていないんじゃないのかなと、そこに本当に 1 台あるのかないのかそれも私分からないで言っている訳ですが。おそらく今黒崎に別な面であると言っても、どういうふうに黒崎地区がやっているのか、私らは実際見ていない訳なんで、そこら辺がどういうふうに黒崎地区なら黒崎地区が要するに年度によって違うけども、20 回はこういうふうな特定の人が、3 人なら 3 人いるので常時その 3 人についてはやっていますとか。おそらくそれを運用すれば、油代がかかる訳ですが、油代はじゃあどういうふうに部落的にやっているのか、あるいは村でそれを助成しているのか分かりませんがね、そういう意味でやっぱり細めにせつかく 2 台なら 2 台どこの部落にやっているのか分からないけども、やはりそこら辺を十分に点検して。地区的に言えば茂市とか萩牛とかそういった面での普代村では雪が多いところに、そういうところにやはり運用・活用しなければならないということになると思うので、やはりそういった細めな必要性はどうなのかなという思いで今私聞いているんですが。北海道とか秋田あたりを見ればほとんど個人所有とそういう意味では、個人が玄関から行きたった 10m から 20m、それでも 1m も 3m も降るものだから、やはりどうし</p>
--	---	--

	<p>委員長 大村建設水 産課長</p> <p>委員長 大上浩史委 員</p>	<p>てもそういった除雪機が必要だということで、テレビ等を見るというと当然個人でやっている訳ですが。ただ普代の場合には1年に2回か3回しか大雪が降らないという観点から言うと、それは個人的にはもったいないなど。しかし村的にはそういうのはやはりそういった意味では、貸したり借りたり、そういうふう十分に使えるような状況で10台なら10台保有しておくとかと、ただ幹線道路だけやるんじゃないでして、そういう意味でもどういうふうに手心を皆さんにしてやるのかなという思いもひとつあるものですから、そこら辺は村長は将来的にどういうふうを考えているのかというのを最後に意見を聞きたい訳ですが。今担当者から言わせるというとただ買いました、倉庫に1年いっぱい入ってましたという状況でないのかなという思いがあるから、もう少しそこら辺を詳しく説明をしなければならぬし、詳しくそこら辺も利用価値をしないとないと思うんですよ。たかがと言えば不調法だけれども、2台しか運用していないと3台あるけども、1台はくろさき多機能ホームの従前たる運用だとは思いますが、2台の分についてのどういう運用がやはりなされているのかというのを聞くというと全然そういった意味の反論がない訳ですよ。おかしいんじゃないですか。そういう意味では。</p> <p>大村課長。</p> <p>すみません。今3台あるうちの1台を先ほど言いました黒崎の多機能ホームの方に貸していると、もう1台は鳥居地区の方に貸し出しをしております。もう1台についてはくろさき荘の方で、駐車場以外の周辺の車が入って行けないようなところの除雪をしていただいております。ほかの地区については、地区独自で歩道除雪機を持っているところもありますが、その保有については確認しておりませんでした。今貸し出している歩道除雪機については、鳥居地区であればよくピンとかそういったのが折れて動かなくなるというのがありますので、そういったのは、こちらの方で補修をしたりしておりますし、黒崎の多機能ホームも駐車場とかその周辺を雪が降る都度除雪していると聞いております。くろさき荘についても、同じく動かしているというふうには確認しております。あとほかの地区の必要性、そういったのまで、しっかりとした調査はしておりませんので、これから地区の方とも要望があるかよく会長さんとも話しをしながら整備の必要性について検討していきたいと思っております。</p> <p>大上委員。</p> <p>いずれ私2、3年前から見ているというと、B&Gとか白井の部落のあっちの方の沿線の道路の付近で歩道が左側にある訳ですが、そういった意味で使っているなど、あれはやっぱり役場の機具機材だなというのは2、3年前に見て、最近は見ることがなかった訳ですが、当然B&Gに保管してあるものだという認識で今話しをしている訳ですが。今聞くというと、そういった堀内・白井地区には配備していないというふうなことを言われて、今は生徒もいないし必要性がない、あそこら辺の道路はほ</p>
--	---	--

	<p>委員 長 大村建設水 産課長</p> <p>委員 長 榎屋村長</p> <p>委員 長</p>	<p>とんどちゃんと村でやっているものですからね、何も小さい除雪機の必要性はない訳ですけども、ただそういった別な意味では、個人の住宅のそういった意味では必要性はないのかなというふうに思っている訳ですが。だがしかし、白井に関わらずほかの部落的な家庭環境の中には必要性があるところがあるのではないかなという思いで私は今聞いている訳です。</p> <p>大村課長。</p> <p>まず、白井・堀内の以前という話しにつきましては、以前は国土交通省・三国さんの方で歩道の除雪を委託して、機械の貸し出しと委託をしていたと思われま。地区の方に。通学路部分のB&Gのあたりから堀内小学校の方まで、過去にはそういった委託で地区に依頼をしていたというもので、今現在は委託はもうしていないということでやってはいないようでございます。まず地域の要望については、行政連絡員会議の際にも、「歩道除雪機を貸し出しますので、希望のある地区ではご連絡ください」という話しは毎年させていただいております。以上です。</p> <p>(「将来性についてのあれを、村長」と大上浩史委員)</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれ基本的には、公道部分について、お話しのように村はしっかりとやっていくと、その中で歩道等どうしても遅れる部分につきましては、地区の協力もいただきながら動かしていただける場合には、村で準備もしてお貸しもしていきたいといったようなことしておりますし、これからもそういうかたちでいきたいなというふうには思います。あと高齢化したりして大変になってきているのもそのとおりでして、それぞれの本村で言えば社協さんの取り組みに対しまして必要な小型除雪機的なものは今もあるはずですし、そういったものは村で準備をして、補助で社協さんで準備をしてといったようなことで、少しずつ手厚くそういったことができるようにといったような取り組みはしていきたいというふうに思います。</p> <p>これまで私が指示してどうしても大変な雪だということで、職員に回らせたのは1回は各高齢者の家庭を「悪いけども除雪して歩いてくれ」というふうな、極端に多くて大変な場合はやらせましたし、また今後もあればそう言ったと思うんですけども。いずれ基本的には、公道を村がやって、そしてそこでちょっと地区に必要な部分について、あるいは公共的な施設の部分については除雪機を配置して、あるいはお貸しをして、そして地区でやってもらうと、あとの部分についてはボランティア・福祉的な部分での、個々の家には取り組みをするといったかたちにさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>(「終わります」と大上浩史委員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>7番森田委員。</p>
--	--	---

	<p>森田委員</p> <p>委員 長 森田委員</p> <p>委員 長 大村建設水 産課長</p> <p>委員 長 森田委員</p>	<p>ページ数と款・項をはっきりお知らせをして質問をしなさいと委員長に言われましたが、すみません。この主要な施策の方で質問させてください。地域活性化拠点施設「道の駅」整備事業 5,648 万 3,000 円。</p> <p>何ページですか。</p> <p>主要な施策の成果の 27 ページ、この予算でどこまでやったのかといえればこれを見れば分かるだろうと言われればそれまでですけども、外構工事なんかの、平成(令和)3 年度でもやっていたような気がするので、2 年度の予算でどの辺までやったのか、それと出来高払いとか前払いとか精算払いとかどういうものなのか、違いをお知らせ願いたいと思います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>主要な施策 27 ページの「道の駅」の中身になります。5 項目ほど載っております。まず出来高払い、前払い金、精算払いの中身でございますが、精算払いといわれるのが、いわゆる全て完成して完成払いというのが精算払いになります。前払い金というのは、契約した時点で工事屋さんが資材の購入とかそういうのに充てるために前払い金、請負額の 4 割以内を支払う義務が発注者はございますので、その分が前払い金となります。出来高払いにつきましては、年度繰越事業になったときに 3 月 31 日までに終わっている部分の工事費を支払う、これが出来高払いになります。これが一応カッコの支出の内訳の内容になります。</p> <p>工事の内容になりますけども、1 番の外構工事につきましては、駅舎と用地の方に前は段差がございました。その段差の解消であったり、そこに側溝を新たに付けました。そういった側溝工事であり、段差の解消の縁石等の撤去とかそういった部分が出来高部分になります。そして繰り越して舗装工事等を行っているものでございます。次の 2 番の公衆トイレの整備工事は今新しく新設したトイレの建築工事になりますが、実際手が付いたのは 3 年度になってからになりますけども、契約したのが 2 年度中でございましたので、前払金を支出しているというものでございます。簡易倉庫の建築工事というのは、駅裏から改札に行く通路のところ倉庫が今建っておりますが、その建設工事になります。それは、2 年度中に完了していると。既存施設の撤去につきましては、既存の駐輪場であったりごみハウスの移設、駐輪場は撤去の経費になります。5 番目の看板設置工事につきましては、今ブルーシートでやってありますが、道の駅が完成したらそれを外すものでありますけども、看板設置を行っているものでございます。以上です。</p> <p>7 番森田委員。</p> <p>ありがとうございました。出来高払い、前払い、精算払いと色々な支払い方があるというのを前にも説明を受けたかもしれませんが、私は初お目見えだったような気がしますので、すみません、ここで聞きました。</p> <p>それから、道の駅の愛称、そういうものを募集するつもりというか、</p>
--	---	---

		<p>まず決めるつもりはないのか。やっぱり「道の駅青の国」という道の駅になるのかもしれませんが、それでもいいとは思いますが、統一イメージで愛称なんかもあってもいいのではないのかなというふうにちょっと思いましたけども、その辺の村としての考えはどうなんでしょうか。</p> <p>委員長 大村建設水産課長 大村課長。 道の駅の命名につきましては、国の認可をもらうためにその段階で「道の駅青の国ふだい」というかたちで認可をもらっておりますので、道の駅の名前としては、これで確定と…。</p> <p>(「愛称みたいなものは」と森田委員)</p> <p>愛称については、ちょっとその辺はまだ検討しておりませんでした。</p> <p>委員長 森田委員 7番森田委員。 私は何かいいのがあれば、「道の駅青の国」というのもいいんですけども、あってもいいのかなというふうにちらっと思いましたので、ご一考願えればと思います。終わります。</p> <p>委員長 森田委員 ほかに、ございませんか。 7番森田委員。 すみません、また主要な施策の方の28ページ、橋梁長寿命化の部分でちょっとお伺いしたいんですけども、結局は総額の予算は3年度も工事をしたので、それプラスの金額でいいんですけども、総額でいくらかかったことになるのかちょっと数字をお知らせ願いたいと思います。</p> <p>委員長 大村建設水産課長 大村課長。 すみません、詳細の全て足したものが今手元にございませませんが、委託費も合わせますと4億円ちょっとかかっているということでございます。詳細については後ほどお知らせしたいと思います。</p> <p>委員長 森田委員 7番森田委員。 予算も結構かかり、期間も結構かかって住民の皆さんにご不便をおかけしてできた橋でございます。これからのそういう工事もあるかと思えます。建設水産課の皆さんの専門知識がちょっと足りなかった部分があったのではないかなと思ひまして、そういう部分で専門知識とか技術の習得、別な方で職員の研修という部分の方にもかかると思いますが、そういう専門的な知識を習得というか、勉強をするそういうのをしてなるべく今回のようないろいろなものが後から追加になる、予想をでき兼ねるような箇所もあったかもしれませんが、一連の工事の積算とか監督とかそういうものを専門性を高めるような研修もしてより職員の皆さんの技術能力を高めてもらいたいと思います。それに関して何か意見とか考え方がございましたらお願いします。</p> <p>委員長 大村建設水産課長 大村課長。 普代橋に関しては、長期にわたり通行止めということで、村民の皆様にご不便をおかけしてしまったこと大変申し訳なく思っております。</p>
--	--	--

	<p>委員長</p> <p>森田委員</p>	<p>す。先ほど委員お話しのとおり、技術不足があったのではないかと 話しでございます。確かに工事におきますものにつきましては、いろ んな資材が入らないとかいろんな後から出てきた部分がございます。 確かに技術力の不足というのがなかった訳ではないと思っております。 本来であればいろんな研修に出向いて、いろんな技術・知識の習得 ということでございますが、ここ数年災害復旧、そういったものに 追われなかなかそういった研修にも行けなかったということもござ います。災害復旧の方もある程度落ち着いてきております。これか らは、職員の研修に積極的に参加させるであり、そういった技術習 得のために努力していきたいと思っております。よろしくお願いま します。</p> <p>（「よろしくお願います」と森田委員）</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>7番森田委員。</p> <p>たくさん質問をして時間を取ってすみませんけども、29ページの 道路新設改良工事の部分でお尋ねというか教えてもらいたいです けども、昨今は、非常に大雨とか急激な雨量の増加するような雨 の降り方、そういう気象の状態が変化してまいりました。それによ って村道の至るところの損壊とか、そういうものが多発しているよ うなことが見受けられますけども、1つ村民の方からお聞きしたこ とがあって、雨が降ると道路を雨水が傾斜になっていけば流れます。 結局その道路を雨水が流れるんですけども、それを水路の方に流す 、水切りの役目をするような装置とか、水切り版とか、そういうも のが付いているほかの道路ではあるんだってと。村道を見れば、そ れがあれば大きく損壊をしている箇所なんかは少しの損壊で防げ たんじゃないかなということを前にちらっと話しを聞いたことがあ ります。水切り版とか水切りというのがどういうものなのかはつき り私も見たことがないですけども、雨水がいつてみれば側溝があ れば側溝に流れるようにして、いろんな路肩を崩れさせることを 防ぐ、そしてまた道路を損壊させることを防ぐような役目をする ものなんだそうですが、そういうものがあってそういうものが有効 なのかどうか、そしてそれが普代村の村道に設置されているところ があるかないのか、それもちよっとお知らせ願います。</p> <p>委員長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>委員お話しされた水切りっていう部分がどういったものかちよ っと私も分からないんですけども、たぶん道路上に複数の溝を掘 ってあるものこと言っているのであれば、あれは水を処理するとい うよりは、凍結の際の、結局水がスリップの原因になりますので、 それを流すという役目のものかなと思っております。基本道路につ きましては、両サイドに側溝がある訳ですが、道路の勾配を中心 にして側溝の方に下がる断面での施工になっていて、常に路面水 は側溝の方に流れるという構造にはなっております。ただそれが 経年経過するとなかなか勾配がおかしくな</p>
--	------------------------	---

		<p>ってくるというのがあって、なかなか側溝に乗らないというのはかなりあるかとは思いますが。それを全部改修するとなればかなりのあれになりますけども、できる限り側溝に乗らないような部分については、橋梁の長寿命化のような路面の方の点検も5年に一度、今年度ですかね、やる予定にはなっております。路面の平坦さであり壊れているのでありそういったのを調査することにはなっておりますので、その辺も調査結果により優先的にやっていく、整備していく必要があるという結果が出れば、その点については予算化して整備していきたいとは思っております。そういった村内に溝の処理がある路面水対策をした道路があるかといえ、村内にはございません。</p> <p>（「ありがとうございます。そのようにお願いします」と森田委員）</p> <p>7番森田委員。</p> <p>もう1つ、すみません。同じく29ページの浄化槽設置整備事業についてちょっとお伺いします。浄化槽への補助も充実して年々浄化槽を設置する家も増えて、衛生的で快適な生活を送っている家が増えていると思っております。いいことだなとは思っておりますが、浄化槽で処理した水を最終的にはきちんとした側溝というか、水路というか、下水道というかそういうものにつながっていないような気がします。やっぱり浄化槽で処理した水もきちんとそういうところに下水として流れる道をきちんと整備するべきではないかなと私は考えますが、その考えについて村の考え方をお願いします。</p> <p>大村課長。</p> <p>合併処理浄化槽の放水・放流先につきましては、保健所の許可がまずそれが通らないとうちの補助は出ません。その保健所の審査の段階で放流先がしっかりとした側溝でありもしくは浸透枳であり、そういった処理をしないと保健所の許可は下りないことになってございます。ですので、最近の浄化槽のものは道路側溝であり、そういった水路につながっているものと私どもは思っております。国道につきましては、新たな放流は認めないということにはなっておりますが、村道であり県道である側溝には放流は認めてございますので、そちらの方に放流になっているものと考えておりました。</p> <p>7番森田委員。</p> <p>国道に関しましては若干問題があって、今ここでは問題にできないと思うので、いろいろ村との協議を経てまたお話し合いをしなければならぬものと思っております。そのほかは、側溝・水路ちゃんと処理しているとおっしゃりますけども、認識が違うのかもしれませんが、私たちは農業用水路として使っている水路がございまして。その水路にもお伺いするとつながっている現実がありますけども、村では承知しておりますでしょうか。用水路として私が認識しているのが間違っていて前からそれは側溝であり下水路であるよというのかその辺の認識も併せて。</p>
	委員長 森田委員	
	委員長 大村建設水 産課長	
	委員長 森田委員	

	<p>委員長 大村建設水 産課長</p>	<p>大村課長。 たぶん元村地区のことかなとは思いますが。なかなか農業用水路と生活排水路の混同になっている部分があるかとは思っておりました。ただ既存のやつがつながっていたものに対しては、そのままOKといえますか、既存の排水がつながっていたものに対しては認めているという状況でございます。</p>
	<p>委員長 森田委員</p>	<p>7番森田委員。 既存のものがつながっているというのはどういうことですか。お考えの説明をお願いします。</p>
	<p>委員長 大村建設水 産課長</p>	<p>大村課長。 浄化槽を設置する前に家庭排水がある程度つながっていたと、そういったものは、すでに既存のものがあつたということで、機能保障ではないですけども、そのまま。国道の場合もそうなんですけども、既存の排水路がつながっている部分は、浄化槽をやっても放流先として認めますというかたちになっておまして、それと同じ運用の仕方になっております。</p>
	<p>委員長 森田委員</p>	<p>7番森田委員。 農業をするものにとっては、既存であり新規であり用水路に生活排水が流れ込むという状態は良としません。その辺の改善をお願いしたいと思いますが、まったくこれからもそういう状態が続くのであれば。既存という考え方もおかしいと思うんですよ、どの時点からそれが許されていたのか、既存になってしまっているのか。その辺の用水路として今ある水路は村では認識していない訳ですか。その辺もちょっと。</p>
	<p>委員長 大村建設水 産課長</p>	<p>大村課長。 確かに農業用水路として使っている部分もありますし、そこに以前から家庭排水も流れてきており、その分のなかなか混同、もう混ざっているということで、確かに用水路ではありますけども、実際排水が流れている現状でもございましたので、合併処理浄化槽の処理水ということで、従前の家庭排水がそのまま流れるよりは、余程処理した一定の水質基準で放流されているものということで、確かに農業用水路ではございますけども、今は放流を認めているというか許可といえますか、している状況でございます。用水路としての一応認識はしてございますが、なかなか今までそこに流していたものを、もうだめと言うのも難しいものがあつて許可はしている状況でございます。</p>
	<p>委員長 森田委員</p>	<p>7番森田委員。 本来であれば下水道というか下水路というか、そういうものと用水路は別個に整備してもらえれば、私達農業をやるものにとってはいい状態な訳です。今の状態のままでこれからもいくんだというお考えかもしれませんけども、やっぱりその用水路であり、街の方の水路であり、そういう生活排水をきちんと流す水路は整備をしていくような考えを持つ</p>

		<p>ていただきたいという私の考えでございます。村にはそういう考えはないのか、ちょっとその辺も、そしてまたすぐにとっても、いろいろ土地の問題とかいろいろな問題がありますからできないだろうけども、これから新しく住宅用地が出てくる可能性もありますので、そういう先を見通した計画もきちんと立てて既存の住宅の排水もちゃんと流すようにお願いします。普代地区で溜めて浸透をさせる、そういうのもあるでしょうけども、隣合って家が立っている、それから上下というか、上の方に家が立っている家もあり、上の方で排水を浸透させるようなのだと、結局それが地下に行くのかもしれないけども、その下の家の方の敷地というか土地の方に染み出る可能性もないとは言えないと思います。そういう観点からも、浸透させる装置というかそういうものは、住宅が密集しているというか、感覚があまりないところでは、あまり好ましくないのではないかと、そういう観点からも下水路を整備していただきたいと思っております。</p> <p>委員長 大村建設水産課長 大村課長。</p> <p>いずれ許可行為自体が保健所、私どもの許可ではございませんので、保健所とも話しをしながら、うちの方には許可になったやつが補助金としてきますので、うちに補助が出された段階では、放流先の方をできる限り道路側溝でありそっちの方に運べないか、そういった詳細な確認行為はしたいと思っております。</p> <p>(「ということは、下水の計画は」と森田委員)</p> <p>下水道計画の方は、村の公共下水道の計画は、一度ここの範囲を取り下げておまして、計画地域にだけ浄化槽の設置の補助はできますので、今後はここも全て浄化槽での処理もしくは大型浄化槽の集合処理というかたちでの計画になります。</p> <p>委員長 大村建設水産課長 大村課長。</p> <p>完全なる農業用水と家庭排水の区分けという部分でございますけども、その辺については、まだ現地の確認であったり用地もございますし、今完全に分けるというのは難しいと思っておりますが、時間がかかるとは思っております。</p> <p>(「終わります」と森田委員)</p> <p>委員長 ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>委員長 なければ、8款土木費の質疑を終結します。</p> <p>9款消防費の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>2番金子委員。</p> <p>金子委員 2番金子でございます。1点お聞かせをいただきたいなと思っております。105ページ、消防施設費の部分でございます。石油貯蔵施設立地対策積立金といったようなことで、説明の部分では、消防車両の購入を目的として</p>
--	--	--

積み立てているんだといったような部分でございます。ここの部分でちょっとだけお聞かせをいただきたいなと思います。予定・計画では消防団第6分団小型動力ポンプ積載車と。こういった積立である訳ですが、通常村からは消防団に対して、機械器具100%以上の装備を備えていただいていると、本当に感謝を申し上げたいと思います。その反面、村でも担当課はご存じのとおり、団員の減少が非常に著しいとそういった状況の中で消防車両の購入を目的として積み立ててはいるんですが、非常にありがたい事業ではある訳ですが、やっぱり今後これからは、各地域の消防団分団の団員体制に見合った機械器具の整備が本当に必要であると思っております。小型ポンプは決して安いものではありません。そして、機械器具だけ新しく揃えていただいてもそれを運用する団員が少なければ、本当に大事な災害のときに活用が非常にままならないといった状況にもこれから5年先7年先にはなるのではないかとといったような状況であることを本当に危惧しております。私も消防団員の1人として、こういった機械器具の整備をいただく、本当にありがたい、だがしかしこれからは今まで同様の積載車ではなくて見合った部分ということは、小さい軽自動車の取扱いが簡単な上げ下ろし積み下ろしをするにも本当に簡単なそういうのも分団から話しを聞いて、そういうのがいいとなれば、そういった体制にも持って行っていただきたいと。本当に今6分団だけでなく各分団が定員、そういった部分で非常に苦慮しているのが現実でございます。本当に担当課は分かっている訳ですが、そういった状況を今後購入するときには、分団あるいは団長さんを含めた協議をしながら検討をしていただきたい。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

委員長
榎屋村長

榎屋村長。

金子委員さんおっしゃるとおりで、すでに団長さんにその旨をご相談をして方向性を出していただくようお願いをしておりました。今の分の6分団の分も、あるいは芦渡、太田名部の分についても。そして村では積み立ててあるのが惜しいからというのではないと、お話しのようにユニックのあれが付いたのを相談してほしいのであれば、現場で即対応するのに欲しいのであればそれでもいいし、軽でもいいですし、いずれそれを相談をして上げてきていただきたいというふうなことでお願いをしていましたので、同じようなことできつと相談がいくと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから団員の確保について、お互いというか消防団さんも行政の方も大変な訳ですけども、課の方に今年度になってから、いろいろ確保のために国の方でもいろんな処遇的なことでの改善等をしていくというふうなことで、われわれもそれをしなければならぬというふうなことで思っておりましたし、それをした場合には、少しずつ退団が抑えられていくといったようなお話しも聞いているので、そういったことを来年度の当初に向けまして相談もしていきたいというふうに思っていました。

<p>休 憩 再 開</p>	<p>委 員 長 金子委員</p>	<p>2 番金子委員。 ありがとうございます。私も 1 人で言っているのではなく、団長さんとも話しあった中で質問をさせていただいております。いずれにいたしましても、機械器具 100%以上の整備をしていただいていると、その反面団員が本当に減少傾向にあると、5 年先 7 年先はわれわれもなかなか厳しい状態といったような状況の中で、まだまだ先輩の方がおりますので、減ってくるのは目に見えているといったような状況でありますから、負担が少ないような。できれば今村長さんが話された、ユニックの小さいのもいいだろうし、あるいは軽でもいいだろうし、そこら辺は今後相談の上、決定をしていただきたいとそのように思います。ありがとうございました。</p>
	<p>委 員 長 正路委員</p>	<p>ほかに、ございませんか。 9 番正路委員。 9 番正路です。確認だけさせていただきたいと思います。103 ページの非常備消防の部分ですけども、予算に対して不用額が 111 万 3,126 円というようなことでございます。昨年はコロナの影響で行事等はほぼ中止だった訳ですけども、この予算消化を見るとある程度定期的な消防活動というのはなされたような感じに見受けられますけども、そのとおりののか、大きな行事はないとしても年間の活動等は例年どおり行われたのかどうかだけよろしくお願いします。</p>
	<p>委 員 長 川向総務課長</p>	<p>川向総務課長。 この不用額の部分につきましては、ある程度イベント等の出動に対するもの等については、補正で減額等をさせていただいております。あとは、やっぱり不測の事態が起きた場合の出動経費の部分で若干残す分は残してありますので、こういった不用額の発生が出ておるような状況であります。まず消防団の活動につきましては、特別点検等、あとは出初式、あとそれぞれの地区での消防演習等に出向くとかそういったものについては、中止というようなかたちになっておりますし、あとはそれぞれの団での活動の部分につきましては、ある程度、制限はされる訳ではございますけれども、実際には実施しておったような状況ではあります。</p>
	<p>委 員 長 正路委員</p>	<p>正路委員。 ありがとうございます。そうするとそれなりに、消防団員としては活動は例年的なものについては、行われていたというような解釈でよろしい訳ですね。分かりました。ありがとうございます。</p>
	<p>委 員 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	<p>委 員 長</p>	<p>なければ、9 款消防費の質疑を終結します。 ここで休憩したいと思います。11 時 20 分まで。 (11 : 13) 休憩前に戻り、委員会を再開いたします。 (11 : 21) 10 款教育費の審査に入ります。</p>

	<p>菅野教育次長 委員長 中上委員</p>	<p>菅野教育次長より説明を願います。 菅野教育次長。 10 款教育費について説明いたします。 (以下、教育次長説明、記載省略) 説明が終わりましたので、10 款教育費の質疑を許します。 6 番中上委員。 中上です。110 ページ～113 ページにかけてになります。110 ページは 10 の 2 の 1、17 節になりますか、それと次のページの 10 の 3 の 1 のこれも 17 節ですね、ギガスクール構想に係る経費があった訳ですけども、総務委員会だったか産経委員会だったか忘れましたが、視察に行ってみて、PC の配備とかいろいろ説明を受けてきたんですけども。われわれが小学生のころよりも時間がデジタル化によって黒板もデジタル化で非常に対応が早くなっているので、落ちこぼれの子供が少なくなるんじゃないかと、昔われわれが 5 時間かけてやったことを 1 時間くらいでできる、黒板を消す手間も省けるしすごいなと思って関心して見てまいりました。32 ページの説明にもあります先ほどの説明にもありましたけれども、臨時休業等における学習の機会を確保するためということですけども、行ったところはまだタブレットの持ち帰りは、まだ実施していないということでしたけども、すでに持ち帰りは実施しているのかどうかですね。あのときに質問したときに、担当のシステム会社の方かな、「ウイルスとかそういうことは大丈夫か」と言いましたら、はっきりと「大丈夫です」というようなことは言ってはおりましたけども、持ち帰るとまた状況が違うんじゃないかなというふうに思いますし。8 月 29 日の日報の記事にも、持ち帰って小・中学生を対象に東京で取ったら 2 割のタブレットがいろいろトラブルにあっていたというデータもあるようですので、そこら辺の。それを怖がっていたら持ち帰ることもできないし、遠隔授業もできないということなんですけども、そこら辺の対応というもどのようになっているのかなということと。 もう 1 点、3 点目 2024 年にデジタル教科書を導入の予定というようなことも記事に載ってましたけども、デジタル教科書というのはどういうことなんでしょうか。今われわれはタブレットを使って、これが全てタブレットに載っている訳ですけども、こういう感じでタブレットに教科書が載るという意味なんでしょうか。その 3 点をお願いします。 菅野教育次長。 まずタブレットの持ち帰りについてですが、まだ持ち帰りは行っておりません。それで、昨年パソコンのインターネット環境について、昨年アンケートを取りましたけども、再度近々アンケートを取りまして、仮に学校が休校となった場合でも、対応できるように準備をしたいというふうに考えております。前にもお話ししましたが、通信するための機械、モバイルルーターというのは準備していますけども、その利用料の関</p>
--	--------------------------------	--

	<p>委員長 中上委員</p>	<p>係もありまして、まだ最終的には保護者の方に負担していただく訳ですけども、まだ常時持ち帰ったりとかという活用がなされておられませんので、なかなかその利用料の負担というのが理解が難しいかなと思ってですね、徐々にそういうのも進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>それからセキュリティについてですけども、一応持ち帰りも想定したかたちで機械の整備を行っておりますので、セキュリティは大丈夫買っているというふうに認識しております。また使い方についてもこれからいろいろ研究というか、いろいろ検討しないといけない訳ですけども、例えば授業中に使う場合であっても、体育で使ったりとか、教室で使ったりということもあるとは思いますが、そのときにいろんな機能、ネットにつないで検索できる機能もありますけども、その授業では使わないような、例えば体育だったらインターネットとかそのときは必要なくても、勝手にと言えればあれですけども、使えることもできますけども、使ったりすることも想定はされますが。あらかじめ先生がですね、この授業では調べもの学習をするので、インターネットにつなげるとか、この学習だったら体育の授業なのでカメラとか動画しか使わないということで、機能の制限をあらかじめ設定することができますので、そういったのを持ち帰った場合もですね、いろんなのにアクセス、最終的にはいろいろ調べものも自由にできるようにしたいとは思いますが、最初の段階ではある程度機能を制限して、慣れるまでは使いながらいろいろ試行錯誤しながら進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、デジタル教科書についてですけども、今回の小学校の教育振興費のところの10節需用費ですけども、指導書・指導資料購入費というのがありますが、ここで教科書改訂に伴って指導書の購入も行いますが、普代村ではデジタル教科書も全教科ではありませんけども整備しております。小学校も中学校も、教科書の改訂に伴って整備をさせていただいております。これは教科書を補うかたちで電子黒板に写しながら、授業の補足とかそういうのを行うものでございます。教科書は教科書として別にちゃんと配布しております。以上です。</p> <p>6番中上委員。</p> <p>デジタル教科書はもう用意しているんですね。普代村は最初から対応が早かったの、何かの資料によれば、岩手県でも3番目、全国でも1,700何校のうち274番とかっていう数字を見たんですけども、それだけ普代村は非常に対応が早いなというふうに思いますけども。持ち帰りでモバイルルーターの利用料がそれぞれ保護者の負担になるということも非常に問題があるような気がするんですけども、例えばルーターがもう設置されている家庭もある訳ですよ。ないところに対するところだと思うんです。何軒でもないかとは思いますが、そういったところには利用料無料で貸し出すというようなことは考えられないのかなというふう</p>
--	---------------------	--

	<p>委員長 菅野教育次 長</p>	<p>に思います。</p> <p>あとセキュリティの面ですけども、セキュリティの部分で向こうからブロックは大丈夫だよということだと思っんですけども、ブロック以外のいろいろなトラブルってありますよね。例えばIDとかパスワードを盗み取られるとか、どこかで子供たちがメモしているのを落とすとかね、そういったこともあるので、それは防ぎようがないというのじゃなくて、そういった危険性を子供たちにもしっかりともちろん教えて貸し出すんでしょけども。いろんな手口がありますので、簡単に大丈夫かなというようなものもありますし、特にもいろんなこれだけを見れるようにして貸し出すというふうに、先ほど説明しましたけども、中学生あたりになると、タブレットのインターネットの効用というのは調べものな訳ですよ。調べものをするときに一番問題が出てくるんじゃないのかなというふうに思っんですけども、そこがタブレットの意味、遠隔の意味とか、タブレットの効用がほとんど7~8割は調べものをできるという効用があると思っんですけども。そこら辺も考えた上でのセキュリティが大丈夫なのかなというふうに思っんですけども、その2点をお願いします。</p> <p>菅野次長。</p> <p>まず利用料についてですけども、前にもお話したかと思っんですけども、まず学校が休校になった場合であれば、当然村が負担するべきものだと思いますが、普段持ち帰る場合であれば、すでに家庭でパソコンなり光回線なりを準備して利用料を支払っている家庭となかったのが村が補助するというのであればちょっと不公平感というか、公平的な面からいくと難しいのではないかなというふうに考えております。これはノートですとか辞典ですとかそういった勉強するために必要な経費ということで通信料についてもですね、そういう観点から、有事の際といいますか学校が休業になった以外の通常の勉強にかかる経費については各家庭で負担していただきたいというふうに考えております。それで使うに当たってやはりこういった機能があつて、こういうふうに学習に必要なものだというふうな使い方も含めて各家庭にご理解いただくというのも併せて必要だなというふうに考えておまして、それも併せてパソコン環境の調査も含めてですね、皆さんにお知らせということも含めて進めたいというふうに考えております。</p> <p>それからセキュリティについては、委員おっしゃるとおりだと思います。設定の仕方もどのようにあらかじめ学校で各家庭の通信環境に合わせて設定して配布したらいいのか、ちょっとそこはこれから業者と相談したいと思っます。それからそのほかネットとか調べものは確かにそのとおりだと思いますが、先ほどの機能を制限してというのは、今回普代村で入れたパソコンの機能の中では、例えば前も言いましたけれども、ネットを使わなくても問題集を解いたりとかというのでもできますし、前お話したとおり何回も使ううちに慣れてきて、使い方もいろいろ工夫</p>
--	----------------------------	---

	<p>委員長 中上委員</p>	<p>できるという面で最初はそういったまず慣れるというのが大事かなというふうにも考えておりますし。あとはネットにつながるということは、いろいろと不適切なサイトにもアクセスができるということで、いろいろなものを調べられるというものの反面リスクというか、不適切なサイトにアクセスしたりとか、いろいろな詐欺にあったりとかというのも考えられますので、まず今回フィルタリングのソフトもちゃんと入れてありますので、携帯とかでもそうですけども、そういった不適切なサイト等にはアクセスできないようになるというふうに認識しております。以上です。</p> <p>中上委員。 このタブレットも私は大人なんですけども一応ね、「制限されたサイトです」と結構つながらないんですよ、普通のニュースを見るのにも。大人向けサイトを見たいなと思ってもなかなか見れない。大人というよりも成熟して腐れかかった大人なんですけども、それでも見れない訳ですよ。こういうのをやっておけば見れるんでしょうけども。</p> <p>それと先ほどのモバイル利用料、そういう家庭があるかちょっと分からないですけども、Wi-Fiとかルーターがない、ネット環境がない家庭もあるにはあるんだろうなと思いますので、もしあったとして、そこにはモバイルの緊急じゃなくても通常に使えるように役所の方で補助してやるというのは私は不公平とは違うと思うんですよ。逆に払えないんだったら持っていない人はだめですよということになれば今度は教育格差の不公平になるんじゃないのかなと思うんですよ。どっちをとるのかなと、考え方の違いなんでしょうけども、やはりそういうところには援助してそして子供たちの教育を公平にスタート地点に立たせられるようにやってあげるのが俺は公平だと思うんですけどもね。もしそういうところがあればですね、そういったところは、いろいろこれから議論もしてやるのか、そうだよと、払えないところには利用してもらえませよというような考えでいくのかね、その1点だけお願いします。これから検討するのか。</p> <p>菅野次長。 ありがとうございます。確かにそういったご意見等もあると思いますので、周知も含めて保護者の方にお知らせをしたいと思います。ただ村では2年度から学校給食費も無償ということにしております。小学校ですと年間で4万数千円くらい経費が無料になる訳です。中学校ですと5万円ちょっとですけども、そういった面で別なかたちでの支援といえますかというのを実施しております。あと医療費についても高校生まで無償ということで、そういったことも含めて全体で捉えるべきものもあると思いますので、そういうのも含めて今後検討していきたいと思ます。</p> <p>(「ありがとうございます。終わります」と中上委員)</p>
	<p>委員長 菅野教育次長</p>	

委員 長 大上浩史委 員	委員 長 菅野教育次 長	そのほか、ございませんか。 3番大上委員。 5分で終わります。私はあまり言われたいんですが、113ページ、今の生徒の清掃業について、われわれは、教室は生徒がほとんど掃除した訳ですが、今の清掃状況はどういうふうな、生徒そのものの清掃状況はどうなっていますか。
委員 長 菅野教育次 長	委員 長 菅野教育次 長	菅野次長。 この清掃業務委託料についてですけども、生徒が使う教室等は自分たちで清掃しております。それ以外の校庭ですとかあとは廊下ですとか職員室等の清掃業務をお願いしているというところがございます。 (「生徒がどの程度清掃を、自分たちの教室だけやっているのかどうかということを知っている訳です」と大上浩史委員)
委員 長 菅野教育次 長	委員 長 菅野教育次 長	菅野次長。 教室ですとかあとはトイレと廊下も一部行っております。小学校は委託はしておりませんので、用務員さんがちょっと手伝うというか、やっている部分もありますが、そういった状況でございます。
委員 長 大上浩史委 員	委員 長 大上浩史委 員	3番大上委員。 ここに清掃業務委託料が266万円ある訳ですが、これは小・中学校合わせて266万円なのか、中学校だけが266万円なのか。それはどうですか。
委員 長 菅野教育次 長	委員 長 菅野教育次 長	菅野次長。 この266万6,400円は、中学校の経費でございます。小学校は委託はしておりませんが、会計年度任用職員の用務員を1人雇用しておりますので、その方が学校の周辺だったりあとは校内で子供たちが手が回らないというか、一部を用務員さんが清掃等を行っております。 (「何名で266万円」と大上浩史委員)
委員 長 菅野教育次 長	委員 長 菅野教育次 長	菅野次長。 これは、中央商事に委託しております、1名分でございます。
委員 長 大上浩史委 員	委員 長 大上浩史委 員	大上委員。 1名ということになれば単純に私は高い金額でないのかなというふうな思いで今質問する訳ですが、266万円ということになれば、別に具体的に聞いていけばいい訳ですが、要するにパートの人を頼んでいると思うんですが、パートの人となるというとき給で何時間働いているのか、そういう意味から言わせれば夏休みも冬休みもあり春休みもあり、そういった365日のうちに要するに学校の掃除は200日なのか250日なのか。そういう逆算で計算をするという、パートの時給から計算するという、260万円というのは、非常に高い計算でないのかなという単純計算をする訳ですが。仮にパートで役場職員の任用であれば、月に仮に15万円なら15万円、年間170万円くらいの計算に逆な面ではなる訳ですが、

休 憩 再 開	委員 長 菅野教育次 長	<p>これが 260 万円ということになれば、結局今言うパートの時給から計算してなおかつ春休みだ冬休みだという計算からいって 260 万円というの は高いという思いがして質問している訳ですが、どういう計算内容を、1 年に何日出て何百時間で単価が何ぼうで 260 万円の設定になるのか、そ こら辺はどうなんですか。</p> <p>菅野次長。 すみません、今契約に係る書類を持ち合わせがありませんので、お時 間をいただいて、後でご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>（「はい、後で結構ですが、ただ契約書だけは必要ない訳だ。260 万円 の基本の内容についての一覧表をお願いします」と大上浩史委員）</p>
	委員 長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>ここで、昼食のため休憩といたします。 (11 : 57)</p> <p>午後 1 時より再開いたします。</p> <p>休憩前に戻り、委員会を再開いたします。 (13 : 00)</p> <p>質問は、簡潔・明瞭をお願いいたします。</p> <p>午前中の 3 番委員さんの質問の答弁をお願いします。</p> <p>菅野次長。</p>
	菅野教育次 長	<p>それでは、中学校の清掃委託料についてでございますが、まず勤務日 数でございますが、年間で 243 日でございます。基本的には、長期休業 とか関係なく学校が開いている基本的には平日月曜～金曜までの勤務と いうことになっております。作業時間につきましては、午前 7 時 30 分 から午後 5 時 30 分までで、休憩をはさみますので 9 時間くらいの勤務にな っております。勤務内容につきましては、先ほどお話ししましたように清 掃なんですけど、職員室ですとか校長室、あとは校舎周辺の草刈りです とか、あとは雪が降ったら除雪というふうなことも行ってもらっています。 それから、職員の給食の配膳ですとか後片づけ等も業務に入っており ます。それから年 2 回になりますけども、職員室ですとか廊下等のワッ クスがけも入っておりまして、人件費だけではなくてそのワックスを含 む資機材ですとか、消耗品も含めての委託料というふうになっており ます。以上です。</p>
	委員 長 大上浩史委 員	<p>3 番大上委員。</p> <p>これ以上は、聞きたい要望は何ぼうもあるけども、終わりにしますが、 一応そういうことを言われたという意味でこら辺の内容については精 査を今後してみると、普代に関わらず中央商事との契約だと思 うので、普代に関わらずそういった単価設定は会社なりにあると思 うので、普代だけ安いとか高いとかという金額ではないとは思 いますが。ただこの 260 万円に対して、これが妥当な のか妥当でないのか、こら辺はやっぱりそういうのを精査 してみるとということも 1 つのあれだと思 うので、今後そういうのも精査してみると いう教育長の考え方があるということ で了解したいと思いますが、いかがな ものでしょうか。</p>

	<p>委員長 三船教育長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>委員長 川向総務課長</p> <p>委員長</p> <p>中上委員</p> <p>委員長 大村建設水産課長</p>	<p>三船教育長。 お話しのとおり、中央商事さんは本村だけではなくて、いろんなところでお仕事なさっていると思います。業務内容がどうなのかよく分かりませんが、他市町村等との比較、それから村でお願いしている部分との比較等を吟味しながら今後の金額の検討について進めていければというふうに思います。よろしくお願いします。</p> <p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p> <p>なければ、10 款教育費の質疑を終結いたします。 次に、11 款災害復旧費、12 款公債費、13 款諸支出金、14 款予備費の審査に入ります。 大村建設水産課長、川向総務課長より説明をお願いします。 大村建設水産課長。 それでは、11 款災害復旧費の説明をさせていただきます。 (以下、建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>川向総務課長。 12 款公債費についてご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。11 款災害復旧費の質疑を許します。 6 番中上委員。 6 番中上です。122 ページ、11 の 3 の 3 のたぶん 14 節、これに当たるかどうかちょっとあれですけども、普代平井賀線の災害復旧したところの太田自工さん前の道路のことなんですけども。これは災害復旧の工事のはずなんですけども、完了した状態であるのかどうかですね、伺いたいんですけども。ちょっと両脇っていうかまだ崩れた岩肌があそこは急峻で 30 度くらいあるんですか、山のあれが結構高くて上の方からずっと崩れていて、崩れた両側の山がまだ崩れ落ちそうで落ちないまま太田自工さんにすれば目の前なんで、1 回土砂をかぶっているんで、何か少しずつ下に落ちてきているような気がするっていう非常に不安を抱えている訳なんですけども、あの状態が大丈夫であるのかどうか、そういう認識であるのかですね、ちょっと伺いたいんですよ。 それとその点と、その地権者の当事者本人にそういった状況を伝えてあるのかどうかの 2 点ちょっと確認いたします。 大村課長。 村道普代平井賀線の災害復旧工事の関係でございます。補助事業としては工事は完了しております。ただ委員おっしゃるとおり、民地分になる訳でございますが、山の法面が崩れて太田自工さんの方に土砂が流入したという災害であった訳ですけども、その法面がまだ確かに露出したままの状況という現地ではございます。その点の危険性という部分で申し上げますと、確かに法長に対して住宅の距離が近いということで住</p>
--	---	--

	<p>委員長 中上委員</p>	<p>んでいる方にはかなりプレッシャーといいますか、危険性を感じている部分はあるのかなとは思ってございます。工事・施工時において村としても単独費を使って何かできないかなということを当時検討はしてございました。別件で用地の方にですね、今被災した方々がちょっと話しをしたときに何か村の方に対してちょっと苦情とまではいきませんが、ちょっと難色を示されたというのがございまして今その補助工事と同時には特に施工はしておりません。ただしおっしゃるとおり危険性は感じられる部分でございます。山が崩れていることで治山工事の方の県にお願いできるか、その際であっても用地の方は村でまとめなければならないということもございますので、治山の方で何かできるのか、それともできないのであれば道路沿いに擁壁・落石防護策等の設置ができないか。その辺については隣接の方にちょっと相談してみながらちょっと検討はしていきたいと思っております。</p> <p>中上委員。 難色を示したっていうのがその地権者本人なのか、地権者本人じゃなくて代理人の人なのか、地権者本人そのものがそういった危険性も把握していなければ、はっきりいって代理人の人は関係ない訳ですよ。その人が難色を示そうが示さまいがまず地権者本人がそれを知ってもらう、どういう状況であるかっていうのを知ってもらう必要があると思うんですよ。違う人はまずこっちに置いて、まずそこから始まらないと。例えば何かあればその地権者の責任ですよ。代理人関係ないんだから。また何かあれば行政としても危険性を認識した上にそのまま放置していたとなればこれは批判は免れない訳ですよ。村民の生命・財産を守る立場の行政がそれを知っていながらずっとそれを放置したまま、その結果何かあれば大変なことになる、どちらも大変なことになるんで。これはなるべく早く解決していかなければならないんで、何か方法があるのであれば、その地権者がどうしてもだめなんであれば地権者とは関係ない触らない方法で早く危険を回避できるような工事をやってもらいたいというのが目の前にいる人にすればそうだし、普通誰が見てもそう思いますよね。行政自身のためにも早くやった方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、何とかそこら辺を早急に進めていくあれが覚悟でやってもらえるのかどうかですね。当事者本人にどうであるのか直接伝えてあるのか、この状況を。そこら辺と2点お願いします。</p>
	<p>委員長 大村建設水 産課長</p>	<p>大村課長。 まず地権者に確認を取ったかという部分でございますけども、まず工事の承諾とかそういったものはまだ地権者さんとはお話しをしておりません。被災された方が、地権者さんとの連絡を取ったのは木を何本か切らせてほしいとかたちで地権者さんの方にお話ししたら、代理の方という方が役場の方に電話をして、「だめだ」というかたちの内容という話しがございました。ただその山の法面を補修させてほしいとかそう</p>

	<p>委員長 中上委員</p>	<p>いった内容の具体的なものはまだそういったものは説明しておりませんので、こういった状況で危険な状態ですというかたちではこれからちょっとあたっていきたいと思っております。もし何も手を付けるなどという最終的になった場合は、それを防ぐためとしては今隣接した擁壁がございまして、それを延長するとか高さを変えるとか、ネットの高さを変えるとかそういったいろいろな、今度は次の段階でその方法があるかとは思われますので、それについて承諾得られない場合は検討していくというかたちになると思います。</p> <p>中上委員。</p> <p>まず本人にはそういった状況、あそこの法面の状況を前の人はかなり恐怖におののいている状況、それはやっぱりお伝えしておかないと答えはどうであろうと地権者本人がそれを分かった上で、後は代理人と相談してどうするかはそれからの問題ですのでね、やっぱり地権者が分かっているはずだと思います。後でまた知らなかったとか言われてもまた大変な話しです。それとちょっとやそとのあれであの高さの山の土砂がどさっと来たときにどれくらいの、素人で分かんないですけども、あれを止めるだけの擁壁っていうのはできるものなのかどうかも分かりませんが、まずどういう工事にするにしても、1つの方法としては安全確保のためにまずは了解を得れなかったらまずは工事を強行突破して後の問題はそれからにするという覚悟もあってもいいと思うんですよね。人を守るためですので。あとの交渉はそれからいろんな面倒くさい交渉になるかもしれませんが、という覚悟も必要ではないかなと思いますけども覚悟のほどを。</p>
	<p>委員長 大村建設水 産課長</p>	<p>大村課長。</p> <p>覚悟ということですけども、どうしてもやはり個人の財産を勝手にという訳には、なかなかその部分は。確かにそれで被害が出るかもしれない訳ではございますけども、あくまでも個人の財産をどこまで村が強制的にやれるのかっていうのはやはり簡単なことではないかと思われま。強制的にやるっていうのはなかなか難しいことだと思いますので、とにかく説明をすると、そういう説明をお願いをしていくということが重要になってくるかとは思っています。</p>
	<p>委員長 中上委員</p>	<p>6番中上委員。</p> <p>そういうことだと思います。説明して分かる相手であればの話ですよ、今のはね。分からない相手であればじゃあどうするんでしょうと。例えば目の前に死にそうな人がいる、何か車で置いてあってそれがぶつかりそうで目の前に死にそうな人がいる、人の車に手を付けられない、その人が死ぬのを黙って待っているしかない、しょうがないじゃないか人の車だから俺は手を付けられないんだからってそういうことになるんですよ、要は。どうしても決裂した場合はどうするかっていう話なんで、説明を尽くすのはそれはもう当然やっていかなきゃならないんで</p>

		<p>それができなかつたらどうするかっていう。そうするとまたそこからまた延ばしていこうということかと思うんですけども。課長に責任取れっていう訳じゃないですよ。やっぱり村長が責任を取るくらいの覚悟でやっついていかないとやっぱりこういうのは1つ1つ増えていくんですよ。どっかで断ち切らないと。そういうことだと思いますのでよろしくお願いします。</p>
	委員長	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	委員長	<p>なければ、11款災害復旧費の質疑を終結いたします。 次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費を一括して質疑を許します。 ございませんか。 (なし)</p>
	委員長	<p>なければ、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費の質疑を終結いたします。 以上で、一般会計の歳出の審査を終わります。 続きまして、一般会計の歳入の審査は、一括説明を受けた後、質疑を行うように進めてまいります。 それでは一般会計歳入を一括で説明願います。 山田会計管理者。</p>
	山田会計管理者	<p>それでは、歳入についてご説明いたします。 (以下、会計管理者説明、記載省略)</p>
	委員長	<p>説明が終わりましたので、ページ数をお示しの上、一括で質疑を許します。 ございませんか。</p>
	正路委員	<p>9番正路委員。 昨日歳入の方でやれというようなことでしたので同じ質問をします。今決算書の方を見つけられないので、今までやった成果を説明する書類の12ページ、村税等の収入関係について質問いたします。まずちょっと分からなかったのが、軽自動車税の滞納部分、これが一般的であれば、税金を納めていなければ、車検を取られないというような状況にある訳ですが、これがちょっと分からなかったもので、どのようなことだったのか。そして、村民税全体の中の現年分と滞納繰越分が大ざっぱに1,380万円前後ですか、この部分の繰越分の現在までの滞納部分の回収率等をお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
	委員長 山田税務出納課長	<p>山田課長。 軽自動車税の内容でございまして、こちらの方の内容といたしましては、まず原因ですけども、村から転出している方、あるいは廃車手続きをしていない方がありまして、主に廃車手続きの方の件数が多くなってございまして、こちらの方は昨年からですけども個々に行って説明</p>

		<p>をしまして「ぜひ手続きをしてください」と、「でなければそのまま税金がかかりますよ」というようなことで現在進めておりました、滞納分で8件ありましたけども、今はその半分以下にはなってはございますけども、まだこれについては引き続き残っているものについては、随時説明に行ってお対応をしていきたいと思っておりました。</p> <p>それと村民税等の徴収率でございます。令和元年度の収入未済額がちょっと大きすぎまして、その分で大変昨年度苦慮しておりましたけども、令和2年度では徴収率の方は、98.49%ということで、1.49%ほど徴収率の方は上がってきておりました。また昨年度は現年分でございますけども、111万1,900円ほどの滞納繰越分の収入でございましたが、令和2年度におきましては、195万7,000円ほどの収入ということで、こちらの方も徴収について頑張ってお対応しております。それで現在ですけども、現年分ですと22件でございますが、現年分ですけども、昨年より26件減りまして現在は22件の滞納の件数となっております。引き続き個々に行ってお相談しながら対応してまいりたいと思っております。</p> <p>正路委員。</p> <p>今の軽自動車の車検切れでそのままにしてナンバーを付けたままということはある程度理解をいただいて進めているというようなことでしょうか。それと転出した場合でも使い続ければどこに行こうか、払っていないと車検は取られない訳ですよね。納税証明書がないと。そこら辺はある程度は追跡できれば分かる範囲だと思いますので、そこら辺もそんなに件数は多くないんでしょうけども、ほかに行っておナンバーを外したって分かる訳ですから。そこら辺はしっかりとやっていただきたいと思っております。今の全体的な流れの中では、ちょっと分かりづらかったんですけども、順調に進んでいるというふうにとってよるしい訳ですね。そういうことであれば、これ以上は質問しませんので、どうぞ頑張ってお今以上に回収を上げていただくようお願いいたします。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、一般会計歳入の質疑を終結といたします。</p> <p>続きまして、特別会計の審査を行います。</p> <p>特別会計の審査の方法については、初日に決算認定全部の審査方法でお諮りいたしましたとおり、日程第2認定第2号から日程第7認定第7号までの案件につきましては、一括上程し、会計ごとに歳入、歳出の説明をいただき、その後、質疑を行う方法で審査を進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、それではそのように進めてまいります。</p> <p>日程第2認定第2号「令和2年度普代村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」</p>
	委員長 正路委員	
	委員長	
	委員長	
	委員長	

	<p>日程第 3 認定第 3 号「令和 2 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 4 認定第 4 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 5 認定第 5 号「令和 2 年度普代村休養施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 6 認定第 6 号「令和 2 年度普代村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 7 認定第 7 号「令和 2 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>審査についてですが、特別会計 6 会計を一括上程し、各会計とも歳入歳出一括説明を受け、質疑は会計ごとに進めてまいります。</p> <p>それでは、認定第 2 号「令和 2 年度普代村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明願います。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>ページ数 134～135 ページとなります。お願いいたします。それでは、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。</p> <p>(以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p>
道下住民福祉課長	
委員長	<p>次に、認定第 3 号「令和 2 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明願います。</p> <p>坂下医科・歯科診療所事務長。</p> <p>それでは、次に国民健康保険診療施設特別会計についてご説明をいたします。</p> <p>(以下、医科・歯科診療所事務長説明、記載省略)</p>
坂下医科・歯科診療所事務長	
委員長	<p>次に、認定第 4 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明願います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、簡易水道会計の説明をさせていただきます。</p> <p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p>
大村建設水産課長	
委員長	<p>次に、認定第 5 号「令和 2 年度普代村休養施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明願います。</p> <p>山崎休養施設管理員。</p> <p>休養施設事業特別会計、国民宿舎くろさき荘勘定について説明をさせていただきます。</p> <p>(以下、休養施設管理員説明、記載省略)</p>
山崎休養施設管理員	
委員長	<p>次に、認定第 6 号「令和 2 年度普代村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明願います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、漁業集落排水事業特別会計について説明させていただきます。</p>
大村建設水産課長	

<p>休憩再開</p> <p>令和2年度普代村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p>	<p>委員長</p> <p>道下住民福祉課長</p> <p>委員長</p> <p>金子委員</p> <p>委員長 山田税務出納課長</p>	<p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>次に、認定第7号「令和2年度普代村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明願います。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>ページは、234～235ページとなります。主要な施策の成果を説明する書類では42ページとなります。併せてご覧願います。</p> <p>(以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p> <p>以上、6特別会計の歳入歳出決算の説明が終わりました。</p> <p>ここで、休憩したいと思います。(午後)2時55分まで。(14:35)</p> <p>休憩前に戻り、委員会を再開いたします。(14:55)</p> <p>それでは特別会計を、会計ごとに質疑を行います。</p> <p>始めに、認定第2号「令和2年度普代村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を許します。</p> <p>2番金子委員。</p> <p>2番金子でございます。国保税についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。国保税の部分で、前段での説明によりますと、国保税の収納計画として、臨戸徴収・電話催告・分納誓約・各種差し押さえ等により収納率向上に努力をしたと、本当に担当課の方々には、収納率向上のために努力をされていると、非常にありがたい訳でございます。そういった中で令和2年度末の国民保険税の徴収状況を見ますと滞納繰越分が34件で収入未済額が1,700万円、そして現年度分が収入未済額で230万円といったようなことである訳でございます。今たまたま不納欠損額が出ない訳ですけども、未済額が増えてくることによって不納欠損が出てくるのではないかと、そういった心配・危惧をされる訳でございます。そういった危惧をされる部分を担当課として、今後どのようないろいろと差し押さえ等もやったといったような収納率向上のためにやったということがある訳ですけども、やっぱり払えない部分で収入未済額が増えてきているのかといったような部分である訳ですが、やっぱりある程度回収率にもう少し力を入れていただく必要があるのではないのかといったようなことで質問をさせてもらいましたが、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>山田課長。</p> <p>国保税の関係でございます。まず、現在の徴収状況といたしますか、国保税についてですけども、現年分で収入未済額ですが、令和元年度の550万円というのがちょっと大きすぎましたが、令和2年度については、230万円ほどという徴収率になっておりまして、まず2.4%ほど上昇しました。また滞納の分につきましても、収入累計額で令和元年度では300万円ほどの収入をしておりますが、令和2年度では、422万4,000円ということで、徴収率の方が4.6%ほど上がっております。それで調定額の方が2,100万円ほどありましたが、今回1,700万円ほどまで下げて、約240</p>
--	---	---

	<p>委員長 金子委員</p> <p>委員長 山田税務出納課長</p> <p>委員長 榎屋村長</p>	<p>万円前後ほどですか、収入未済額を減らしております。それで現在、全員の方々にそれぞれ個別に納税相談をいたしまして、分納誓約というようなことで、現在全員を対象に結んでおりまして、その中で毎月の管理をしております。現在そういった感じで不納欠損をなくするようというところで今取り組んでおります。また個々の生活状態とかいろいろありますので、そういったのもいろいろ合わせましていずれ払ってもらうというようなこと、あと納税の意欲を持ってもらうというようなことで、今取り組んでおります。</p> <p>金子委員。</p> <p>ありがとうございます。取り組んでおります当然取り組まなければならない訳であるとは思いますが、この説明の部分で漁業では前年ほどではないが引き続いて不漁となったといったような、2年度分でございますが、やっぱり不漁になる訳ですが、税というものは何回も今までも言ってきましたけれども、それなりの収入があって納めるといったような部分もあると思います。そういった観点からもやっぱり分納でも何でもいいでしょう、そういった部分の取り方、徴収の仕方といったようなものが、臨戸徴収もしているんだ、電話催告もしているんだと、各種差し押さえ等もしているんだといったようなことで本当に進めておられるのかなといったような気がするんですが。やっぱり税というものは特に国保税、これは法的に言えば担当課からは法的な説明もいただきたいんですが、未納になって5年間、例えば未収納といったような部分で、もし本人が体調を崩すといったような部分で払えなくなったといったような部分では、どのような対応の仕方があるのかなといったような部分をお聞かせをいただきたいなと思います。</p> <p>山田課長。</p> <p>まず滞納者等の人数ですけれども、減ってきておりまして、いずれ400万円ほど徴収しておりますので、それなりに人数等は減ってきております。まずこのままやっていけば、毎年200万円ずつくらいは下がっていけばなという思いで今取り組んでおりました。それと必ず納められなかった人の中でも家の中で誰々いるか調べまして、そういった方々でもし納税してもらえそうな方がいればそちらの方にまず相談をしたりとか、そういった感じで全体的なのを見ながら納税の方をしてもらうというようなことで取り組んでおります。</p> <p>(「もう1点、法的な分について」と金子委員)</p> <p>榎屋村長。</p> <p>すみません、法的な部分での例えば滞納があっている方でも、うちでは今もやっているんですけども、短期の6カ月なら6カ月とかそれより短い保険証を出したり、ずっと長いのでなくそれを出して、それを出すことによって、それをもらいに来たときに税をお願いするといったような仕組み。あるいは資格証明書を出して、この人は国保に入っている人</p>
--	---	---

ですがといったようなことで、あれは1回全額払うのかな、窓口で一回全額払わなければならないといったような取り組みもやりますけれども。いずれ、それをやりながらもその人が国保の後々の3割負担であるの7割はバックというか、3割を負担すれば診療を受けられるにいいということ自体は権利はなくしないというふうなことでございます。要するに病院をとるか診療を受ける権利を奪うことはしないというふうなことになっております。ただ1番助け合いである以上は、みんなで滞納なく払ってあれすればいいんですけども、それが病気とかいろいろな事情でそうなった方が出た場合はどうしても遅れていく場合もある訳ですけども、それに対しては税務課の方でも相談をしてやっぱり少しずつでももらって時効とかそういったのをなくするとそういったようなことで取り組んできているところでございます。

いずれ、昨年度からやっている滞納者を個別に洗い出して、副村長がトップをやっておりますし、あと一般税の方には関係がないというか、国保税の方にだけ関係がある住民福祉課の課長とか診療所とかも国保の関係の方々があつて、個別に対応を検討もしていて取り組むといったようなことでおりました。いずれこのことを徹底をしていかなければならないと思っておりましたし、特にも今年の監査の講評では、両監査委員さんから税のことを、「何ぼうか確かに収納率はよくなっているんだけどもこれではだめだ」と、もっとちゃんとやると、「厳しい処分をしっかりとやらなければ、滞納はどうしてもいつかは増える」と、まずやるべきことをしっかりとやれというふうなことで、厳しく要請・要望もいただきましたので、その取り組みをちゃんとやっていくというふうにしてまいりたいと思っております。余計なことまでお話ししましたけども、いずれ法的な部分では、診療を受けるというかそういったものの7割・3割の部分では変わらないといったようなことです。

委員長
金子委員

金子委員。

ありがとうございます。いずれにしても今の部分は国保税というようなことですが、税の部分についてはある程度やっぱりみなさん平等・公平性を保つならばある程度納めてもらうといったような部分が、本当に公平といったような部分にあたると思います。やっぱり特にも国保税、本当に高いという現実はあるとは思いますが、どうしたってこれはみなさんがやっているものだからしょうがないといったような部分である訳ですが、いずれ今村長さんがお話しをされたとおりの程度の方で収納をしていただくような方策・方針の下に進めていただきたいなと思います。やっぱりわれわれ納税組合としても税を回収をしているんですけども、やっぱりこれは税を納める方、納めない方があればいろいろ同じ地域でも、分からない訳ではないんです。そういった部分があるが故に公平感に欠けるのではないかとといったような、「納めなくてもずっと待っていてくれるんだ村は」といったような感触を持たれるのが一番大変だ

令和2年度普代村国民健康	<p>委員長 大上智委員</p>	<p>と私は思っているんです。集める立場から見て。そういったような感じが出ないようにするためにも、何とかもう少し力を入れた取り組みをと、そういったことでお願いをさせていただきます。ありがとうございます。よろしく申し上げます。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>4番大上委員。</p>
	<p>委員長 道下住民福祉課長</p>	<p>同じく今同僚議員が質問したところですけども、国保税の関係で、やっぱり今までも皆様からのいろいろ意見があって、今年のをあれを見ますと収入済額が6,000万円、収入未済額がながら2,000万円、やっぱりこれは何ぼう見ても、ほかの市町村もこんなものだよと大体こんなもんだよと言うかもしれないけども。やっぱりこれでは平等感というのに欠けるのではないかというような、今村長も話したんですけども、短期の保険証というのは、今年だったら何件というか何名くらいというかに発券しているものか、その発行件数も年々減っているものなのか。やっぱり私も職場に前いたときに未収金というか、役場の方では未済金と言うんですか、その回収というのはかなり大変なのはよく分かります。例えばその方法としてある程度個人情報というかプライベートな面に、できるところまで入らせてもらって、その人の収入から少しずつでも回収しなきゃなかなか、大変だ大変だと今でさえやっているとは思んですけども、なかなか金額を集められないものだけなと思ってますので、その辺を。今までも今年度かなり頑張ってもらったのも数字を見れば明らかなことだとは思いますが、やっぱりその辺をもう一度徴収方法というのを再度3課ですか、診療所・税務課・住民福祉課の協議の下にやっぱりもうちょっと効率的なものが、何か回収の方法がないか検討してもらった方がいいのではないのかなと思って、とりあえず件数だけ教えてください。</p> <p>道下課長。</p> <p>お答えをいたします。短期保険証の発行件数ということで今2年度分の実績というか結果の方を調べておりましたが、3年度分のですね、2年度に引き続きというようなことでの予定件数というかそういうところでお示しをさせていただきたいと思えます。3年度につきましては、28世帯。ちなみに2年度についてございましたので、33世帯ということで、5世帯ほど減っているというような状況でございます。</p> <p>（「分かりました」と大上智委員）</p>
	<p>委員長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>（なし）</p>
	<p>委員長</p>	<p>なければ、認定第2号「令和2年度普代村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を終結いたします。</p> <p>次に、認定第3号「令和2年度普代村国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を許します。</p>

<p>保険診療施設 特別会計歳入 歳出決算の認 定について</p>	<p>委員 長</p>	<p>ございませんか。 (なし) なければ、認定第 3 号「令和 2 年度普代村国民健康保険診療施設特別 会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を終結いたします。 次に、認定第 4 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計歳入歳出決算 の認定について」の質疑を許します。</p>
<p>令和 2 年度普 代村簡易水道 特別会計歳入 歳出決算の認 定について</p>	<p>委員 長</p>	<p>ございませんか。 (なし) なければ、認定第 4 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計歳入歳出 決算の認定について」の質疑を終結いたします。 次に、認定第 5 号「令和 2 年度普代村休養施設事業特別会計歳入歳出 決算の認定について」の質疑を許します。</p>
<p>令和 2 年度普 代村休養施設 事業特別会計 歳入歳出決算 の認定につい て</p>	<p>中上委員</p>	<p>ございませんか。 6 番中上委員。 6 番中上です。主要な成果の説明の 41 ページですか、ここには前年の 営業収入で前年より 24.5%と厳しい状況になっている訳ですけれども、 コロナ後にどれだけ回復をするかまだ全く分からない訳で、今自粛とか 緊縮からどれだけ、三浴道が通ってリバウンドするかどうかだと思っ たんですけども、くろさき荘会計の黒字がうんぬんというよりもやはり観光 という面で普代村にどれだけ人を呼び込めるかという問題になると思っ たんですけども。一般質問で言わせていただきました灯台のバリアフリー 化を早く青写真化して進めるべきではないかというふうに思います。そ のためですね、併せてくろさき荘のホームページにもバリアフリー情報 はぜひとも発信してほしいなというふうに思います。昨日も言ったよう にバリアフリー化になっている・いないに関わらず、いなかったらいな い、できれば灯台ができてバリアフリー化になって早くそれを発信でき ればいいなというふうに思います。森林の伐採については、来年 2 月ま でということでありましたけども、グーグルの検索をしてみると、書き 込みの中に「女湯の木が邪魔で外が見えなかった」ということもありま したので、あと面白いのがですね、「風呂の下は崖、近くには黒崎灯台、 船越英一郎の世界が広がっている」というような書き込みもありました。 できれば船越英一郎さんにロケに来てもらえばまさにいい訳ですが でも、何かコネがあればそういうのをやってみれば面白いのかなという ふうに思います。余計なことを言ってすみません。今消費者の動向とい うのが、グーグルの検索を見てピンポイントで検索した人の 6 割が訪問 して、訪問した人のうちの 2 割くらいが消費動向を示すというようなデー タがありまして、今の若い方々、若くなくても大体都会の方々はグー グルとかヤフーで検索して、ピンポイントでそれでこれの中の情報とか写 真とかを見てピンポイントで来るというパターンが今は多くなっている というふうに聞いておりますので、ネットの情報というのは非常に大切</p>

	<p>委員長 梶屋村長</p>	<p>ではないかなというふうに思います。</p> <p>それとあとですね、今朝見てみたんですけども、灯台の写真が本当に少ないんですよ、1つ小さく写っていたのが、旗が両側に立って「森は海の恋人(恋する灯台)」とか何とかというふうに書いたのがあって、それしかなかったような気がして。料理の写真は多いんですけども、灯台の写真をもっとアップであと5、6枚は載せておいてもらえればいいような気がしますけどね、マニアのためにも。一般質問でもちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですけども、バリアフリー化の青写真というのがいつごろまでにできあがるのかな、そういう構想でいるのかなというのをちょっとお聞きします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いろいろご指導いただきました。改善すべきところとかもろもろについてはそのように、女湯の部分の木を伐採しなければならないとか、あるいはネットの中でのもっと魅力をアピールして検索に引っ掛けるといえば表現が悪いですけども、そして呼び込んでくるといったようなそういった工夫等々もさせていただきたいというふうに思っております。今朝指示をしたのは、それこそ県議の先生とか、中上議員さんたちのお力添えで灯台の取り組みを進める中で、周辺の木も切ってもいいというのもそういった協力の下にできてきた訳です。それからイルミネーション化ですか、それについても半分できて、あとは黒崎展望台の方に行くところとか、あるいはアンモ浦展望台の方へのつながりといったのを今後やる訳ですけども、いずれ灯台の部分ができていましたので、これを早めに点灯式をやれというふうなことで、そしてそれを新聞に予定を上げて、それをどういうふうに取り上げていただけるか、いずれそれをやって呼び込みのきっかけにして灯台もさらに知ってもらおうというふうなことでしましたし。あと灯台のキャラクターをこないだお話ししましたが、これを少し村内あるいはふるさと会の方々等々に知っていただくと、そういった取り組みもせよといったようなことで話して取り組むことにしておりましたので、そういった取り組みもさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>それでバリアフリー化の件でございますけれども、灯台の部分は、かたちはデッキを造ってそれに灯台の高さに合う部分で階段の方から行くといった簡単なスケッチとかそういったのが出ておりましたので、これは要するに財源的なことを何とか工夫をしてチャンスを見つけてというかたちに取り組もうということでおりました。それからくろさき荘の方の部分これについては、今まだなかなか目途が立てれない状況でおりました。野田村で付けたエレベーターが大きいのではないんですけども、えぼし荘の分が、あれが当時5,000万円というふうなことで2分の1なんかの有利な起債を入れてやったというふうなことで聞いておりましたが、そこらのことが今のフロントのあたりから下の方に上にといった</p>
--	---------------------	---

	<p>委員長 中上委員</p>	<p>ことのがれが、ガラス張りでの景色も見ながらの上がり下がりのできるバリアフリーの部分をといたようなことのがれでは思いは持っていましたけれども、具体的な今のところいついつとか、それから実際にどの程度の金額がといたようなものはまだ取り組んで着手をしていません。</p> <p>6番中上委員。</p> <p>バリアフリーという今日ネットで見て見たら、「三陸沿岸・宿・癒し」というかたちで検索するとくろさき荘は下の方に出てくるんですね。下の方といってもあまりないので、3つ目4つ目くらいかな、その中でやっぱりどこにもバリアフリーって書いてないんですね、あれの中に。近くであるのは久慈グランドホテルだけです、バリアフリーの情報があるのは。やっぱり障がいを持った方からすれば、バリアフリーがあるにしないにしても、バリアフリーという文字で情報を発信するということはそれだけイメージが上がるのではないかなというふうに思う。障がい者の私達を無視していないんだなここはというふうに、1つのイメージにつながるとお思いますので、その言葉だけでもすぐ載せられると思うのでやっておいた方がいいんじゃないのかなというふうに思いますし。あとバリアフリー化について、例えば今いろいろと村長さんが構想して、くろさき荘のバリアフリー化を構想しているということで、その場合はできれば何かのついででバリアフリーの専門家の意見を取り入れながらやっていかないとお金がかかることなので、せっかく造った方がいいが、全然現実的ではなかったということにならないようにできるだけ早くかたちにさせていただきたいなと思っております。よろしくお祈りします。終わります。</p>
	<p>委員長 金子委員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>2番金子委員。</p> <p>2番金子でございます。今、同僚議員がくろさき荘の観光の部分で話しをされましたが、その部分も合わせた部分ではあると思いますが、突飛な要望といえますか、そういった部分に取られると思います。また突飛なことであるなというように思われると思いますけれども。今やっぱりこのくろさき荘、コロナ禍によって宿泊客それから食堂、かなりのコロナ禍で減ってきている。そしてこのコロナ禍ばかりでなくて、通常の宿泊客も減ってきている状況であると。そういった中でやっぱり今までのような部屋数がなければならぬのかといったような部分もある訳です。そういった観点から、できるできないはこれはやっぱり村当局ですが、突飛な部分でくろさき荘の一部、私は1番、入り口にトイレがある訳ですが、これから改修といったような予定をしている訳ですが、トイレも展望台にもあると、くろさき荘にもあると。トイレだけあそこでやっていたいいのかなといったような部分がある訳ですが、部屋が例えばメモリアルホールといったような部分でできないのかと、部屋を改装をして。</p>

	<p>委員 長 榎屋村長</p>	<p>それができないのであれば、くろさき荘に入る灯台に行く入り口にトイレの大きい建物がある訳ですが、その改修でこれから改修をやる計画になっていると思う訳ですが、そういった村の施設として貸し出すことは不可能なんだろうかといったような思いがあります。やっぱり建物はあるんだから、もし部屋がだめなのであればそういった建物を利用して内装だけすれば貸し出すと。あとは祭壇だけ村で準備をしておけばいろんな部分で使うにいいと。そして初七日等もくろさき荘がすぐ隣りにあるんだといったような部分で突飛な考え方であると思いますけれども、そういったこれからは村に1つそういう施設があってもいいかなといったようなその部分で、村としてどのようにこういった部分を考えているのかなと。今不幸事ができれば全部野田村・久慈市といったような斎場に行くんです。それが普代にあれば田野畑村さんからも利用客がくるだろうし、近隣の町村も混んでは来て使っていただくにいいといったようなその部分があると思いますが、お考えをお聞かせいただきたいなと思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>セレモニーホールの場合、そのとおり現状は野田村さんでえぼし荘さんのところにやったのを見ても、非常に表現は悪いですけども頻繁に使われているというふうなこともございますし、どうしてもうちの村民の方々の利用もどうしてもお話しのような状況ということで、村民の利便を少し高めるには村内にあってもといったようなことが望ましいなというふうな思いでおります。例えば古くなっていますけども、まついそであれ、それから鳥居の山荘であれ、農協のところの古い建物をお貸しただけなのであればそういったところ。あるいはお話しのかくろさき荘の付近といったようなことも有力な場所にはなるのではないかなというふうに思っておりましたが、いつか機会をいただいてどこにどういうふうにとかっていったのは今全然持っていませんけれども、そういった施設の必要性を皆さんとともに話し合う中で、私どもの方でもそれに対するいい補助とかというようなあれがあるかどうか調べる中で、いつかご相談でもできればなというふうな思いでもおります。</p> <p>くろさき荘の中の大広間ですか、実は稼働が非常に低いと、コロナ禍の中のこともありますし、なかなか法事とかそういったので会食で使うというのも少なくなりましたので、むしろそういった面に特化して改築といったのもやっぱり1つのアイデアかなといったようなことにも思いますし、そういったことを踏まえていつか相談をさせていただければといったようなことの回答まででよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>委員 長 金子委員</p> <p>金子委員。</p> <p>ありがとうございます。いずれくろさき荘もこれからコロナ禍が過ぎてどの程度の客の見込みがあるのかなといったような全く分からないような状況の中にある訳でございますが、そういった中でもやっぱりくろ</p>
--	----------------------	---

<p>令和2年度普代村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>令和2年度普代村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p>	<p>委員長</p> <p>中上委員</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p> <p>川向総務課長</p>	<p>さき荘を維持していくためには、いろいろな収入面も考えながら進めていかなければならないだと思います。そういった観点からもやっぱり1つの突飛な考え方ではある訳ですが、その部屋を改装してそこに造るんだ。それができなければ今度計画をしている入り口の建物がトイレだけで本当に果たしているのかといったような部分もある訳ですから、そういったいろんな部分を検討しながら、これから再度村の方でもそういった取り組みを取っていただきたいといえますか、進めていただきたいなと思います。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>6番中上委員。</p> <p>ちょっと今の話しで思い出したことがあります、野田のえぼし荘の知っているかと思うんですけども、えぼし荘では最初中でやっていて、泊まり客のお客さんから苦情が来たので建てろということで建てたという話しを聞いておりました。ただくろさき荘の場合はですね、あそこはたぶん独立して、ほかのお客さんのところとは全く離れているので、有効利用するには非常にいい案ではないのかなと思って今聞いておりましたので、そうすると結構普代村の人も助かるしいいのではないかなというふうに思います。何とか前向きに検討していただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、認定第5号「令和2年度普代村休養施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を終結いたします。</p> <p>次に、認定第6号「令和2年度普代村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、認定第6号「令和2年度普代村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を終結いたします。</p> <p>次に、認定第7号「令和2年度普代村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、認定第7号「令和2年度普代村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を終結いたします。</p> <p>以上で、特別会計、6会計の歳入歳出決算の質疑を終結いたします。</p> <p>次に、「財産に関する調書」の説明をお願いいたします。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、242ページをお願いいたします。「財産に関する調書」でございます。</p>
--	--	---

	<p>委員長 大上浩史委員</p>	<p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を許します。</p> <p>3番大上委員。</p> <p>3番大上です。総務課長にお伺いしますが、まったく幼稚な質問だと思いますが、分かりませんのでお伺いしたいんですが、ここに財産に関する調書の関係で、面積とか建物とかということは記入になっている訳ですが、金額的な増減がどこを見てもないような訳ですが、金額はどこを見れば増減が分かる訳なんでしょうか。なおかつそういった年度年度の増減が金額的にやっぱり増減があると思うんですよ。例えば令和3年今年を見れば住宅なんかのリフォーム等もあつたり、過去には村営住宅の5棟6棟新築になった、であれば5棟が金額的にいくらになっているという、どこかを見ればそういった金額も見れるのかどうか、そこら辺をお願いします。</p> <p>それから2つ目ですが、ここに村の器具機材の財産が結構ある訳ですが、例えばそういった器具機材の村が使っている一部の器具を村民が賃借できないものかどうか。例えばトラックについての雪を押し除けるブルというローダーというのがある訳ですが、あれは冬でないと使われないということだと思うんですが、外せば使うことができる訳ですが、そういった重機とか何とかある訳ですが、それを使っていないときに借りて、たまたま自宅の近くの道路周辺をちょこっと1時間くらいあれしなないとならないというようなことも、もし貸し出しが可能ということであれば、そういったことの村民の有効活用ということもあり得ると思うんですが。そういった面で器具機材の中にそういった貸し出しをする、それは絶対何人もが使うというとすぐ傷んでどうしようもないことだと思うので無理な分はあるとは思いますが、そういう意味でそこら辺をどういうふうに将来的に、3年5年過ぎた器具機材については貸すよ、この分については貸されないよというようなことがあり得るのかどうかそこら辺も併せてお願いします。</p>
	<p>委員長 川向総務課長</p>	<p>川向総務課長。</p> <p>この財産関係の金銭面の部分というのはですね、資料的にはまだ公表はしておりません。前にも財務書類の公表ということで、民間企業の企業会計での村会計での公表というやり方をですね、現在進めておるところでございまして、その積み上げの中で各施設の資産の評価といった部分を今積み上げを今しておってですね、その内容につきまして今吟味しておるところでございまして。今までの資料の中では、各建物の金額の増減、そういったものについての資料というのは公表はしていないような状況でございまして。</p>
	<p>委員長 大上浩史委員</p>	<p>3番大上委員。</p> <p>それは法律的に公表はしなくてもいいということなのか、ある意味ではやればやってもいいという下の中に公表はしないということなのか、</p>

	<p>委員長 川向総務課 長</p> <p>委員長 大上浩史委 員</p>	<p>今まではご承知のとおり何年もこうやって決算書を見て数字を見ている訳だが、何にも気が付かなかった訳ですが。今度たまたま大きな買い物を7,000~8,000万円の買い物を令和3年にはする訳なんで、そうすると土地が何平米で結局1億5,000万円になったよと、山が今度100町歩買い入れをしたよと、これが5,000万円だよというような金額も入って初めてなるほどなという思いがあるけども。不動産なんかはそんなに常時値上がりとか何とかはしないと思うんですけども、やっぱり金額は載せるべきではないのかなという思いで私質問している訳ですが、そこら辺について可能かどうか具体的にお願いします。</p> <p>川向課長。 今までの分につきましては、それまでの公表の義務というものはなかったんですけども、財務書類の公表というのは公営企業の企業会計での公表というのはしていかなければならないということになりましたので、それについては今後していかなければならないと思っております。あとその中で公表の中では、全体の中の分、個々の分の詳細までにとるところはですね、そこまではちょっと積み上げた数字というものは公表というものはあるんですが、細かいところまでということまでは、今のところは検討していないところはあります。細部につきましては、また担当の方とも協議をしてみたいと思います。</p> <p>大上委員。 そういうことで、法律的にも今までやらなくてもいいやってもいいという縛りがなかったからこういうふうに入金額を入れなかったと、それはそれで理解をしますが。今後はそういう意味での金額も提示しなければならないというような流れであれば、やはり当然しなければならない訳だが、それがいつごろからやるのかということ再度質問をしますし。私も今総務課長が言うように、それこそハンマーの千円分までこうしろああしろということではなく、やはり大ざっぱに土地が7地割の200町歩のところは買値というか不動産価格というか3,000万円なら3,000万円そういった大きいもの。あるいは重機なら重機の大きいものとか、あるいはそれこそ村営住宅の償却はされないけどもいずれのものにも5,000万円なら5,000万円の10棟あって5,000万円だという1つのやはり目標というか金額もみなさんに提示をしなければならないような感じを私はする訳です。ただ土地が何平米あります何がありますっていったところではてさてこれの値が今何ぼうくらいあるものなのかなと、3億円も10億円もあるのかなと。今回は7,000万円ですかの土地を買ったとすれば非常に実際は倍価格があるんだとか、そういう見方もいろいろある訳なんで、やはりそこら辺は、今後はそういうのは来年やるのか再来年やるのか、やっぱり目標を立ててやりますというような見解がもしあったら教えてください。</p> <p>それからもう1点、次に回答があると思うが、器具機材の貸し出しに</p>
--	---	--

	<p>委員長 川向総務課 長</p> <p>委員長 梶屋村長</p> <p>委員長 大上浩史委 員</p>	<p>ついでのあれをお願いします。</p> <p>川向課長。 年度末までには公表をすることで、今いろいろ詰めているところがございますので、その際にまた若干説明もさせていただきたいと思ひますし、あまり突っ込まれてもどこまで答えられるかあれですけども、まず年度末を目標に今取り組んでおるところであります。</p> <p>梶屋村長。 それこそ小備品等の貸し付けでございますけども、しゃべり方も難しいですけども、基本的には私的なものには貸さないということです。その中で例えば私的なことになるのか、スポ少とかそういった方々がバスを使ってどこかに行くというそういったのには、教育委員会が後援するというか後押しをしている事業の中での取り組みといったような判断でやると、貸すといったようなことはありますけども。基本的に個人が、例えば議員さんがおっしゃったようなちょっと家のあれを片付けるといったような部分は貸せられないというふうなことでいかなければと思っております。</p> <p>大上委員。 その分については、今まで当然公有財産だからそういうものだという考え方できている訳ですが、ただ別な考え方をすればどっちみち使わないで3年も5年も、3階から見れば裏にブルトーザーとか5年も10年も過ぎたものがずらっとあるものだから。やはりある程度そういった制約は今まであったけども、この分についてはこういう運転手が公務員なら公務員と一緒に使って使うとか、あるいは正式なプロの免許を持った人が、1時間なら1時間使うとか、そういう村民のためにと言うのはほかにもいろいろ村民のためにといいあまりいい私は考え方はない。すべからく100%それが村がやるべきだということもいかなものだろうかという思ひもある訳ですが、ただ遊んでいるものについてのあれなんか。何で私が今言うかという、除雪なんかの例を言えば、そういうふうに村民が必要な雪かきの分については、2台あると言っではいるけども、やはりこれも5台6台あって本当に不便なような人には貸し出しもするよと。これだつて実際運営するとなつたら難しいんですよ、誰が管理監督して、いちいち鍵を部落会長が持っていて、そこのところに行つてうんぬんかんぬん、これも実際には難しい内容、油代は誰が払うんだとか、自己負担をするのは当然だけれども。いずれ実際は難しい内容なんだけれども、ただそういった今までの関連じゃなくして、そういった古いものについての規定規約はある程度作った中において、この分野までは貸し出しはできないけども、この分野まではこうこうしかじかの内容で貸しますよというようなことがあつてもしかるべきだと思ひるので、今いますぐ私の意見を何だかんだ通してくれということを言っている訳ではない。ただそういうことも将来考えてもらいたいなという思ひがあ</p>
--	---	---

	<p>委員 長</p> <p>正路委員</p> <p>委員 長</p> <p>川向総務課長</p> <p>委員 長</p> <p>川向総務課長</p> <p>委員 長</p> <p>正路委員</p> <p>委員 長</p> <p>川向総務課長</p> <p>委員 長</p> <p>正路委員</p> <p>委員 長</p> <p>榎屋村長</p>	<p>りますので、村長の頭の片隅にでも、在任中に何かできるような考え方をお願いします。以上終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>9 番正路委員。</p> <p>9 番正路です。確認だけさせていただきたいと思います。244 ページの土地及び建物の部分です。山林は山林として山に木が生えているというのが山林として理解していますが、原野・雑種地・その他というところは、ほとんどが道路の法面等なのか、また結構飛び地もあってその他の部分はちょっと分からない訳ですけども、そこら辺をご説明をいただきたいと思います。</p> <p>川向課長。</p> <p>森のようちえんの施設の道路のあるところの下側ですね、その間に県有地もあって、その下の用地の部分の部分が雑種地という部分になります。まず地権者の部分からここも一体的に購入したという部分になります。</p> <p>（「道路の法面等は財産には入っていないんですか」と正路委員）</p> <p>川向総務課長。</p> <p>法面の部分は、県道の部分がこの間に確かあったということでその部分は入っていないように思いました。</p> <p>正路委員。</p> <p>そこではなくて、原野が 9 万 5,905 m²ということはそれくらいの土地では。それに村道の法面等がかなり入っているのかなということを確認、入っていないんですか。</p> <p>川向課長。</p> <p>9 万 5,905 m²の部分には村道の法面とかそういった部分は入ってはおりません。道路用地分については含まれていないものでございます。</p> <p>正路委員。</p> <p>9 万 5,905 m²、その下の雑種地については 12 万 4,952 m²、その他については 45 万 4,305 m²ですよ。かなりの面積だと思うんですが、山林以外でこの土地の振り分けというのは、道路でない以上は、道路なら道路と書いてある訳ですけども。もし売り払いも可能であれば売ってもいいような土地であれば売ってもいいと思いますし、山林として地目変更した中で木を植えてもし使えるところがあれば使ってもいいような気がしますけども、そこら辺を確認したかったんですが、地目変更をした中で、山林に変えていくというようなことは考えられない訳ですか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>現況が山林になっていけば変えてもいい訳ですし、あえて変えなくても、所有権が動く訳でないのということですが、登記法上言えば 2 週間なら 2 週間とか、いつ以内にその土地の使用目的の現況が変わったら届けなさいということになっていて、村はやらなければならぬかもしれないけれども、少し遅れてやらなければやらなくてもいいというふ</p>
--	---	---

<p>閉 会 (16 : 08)</p>	<p>委員 長 正路委員</p>	<p>うなことの解釈になっておりました。いずれ普通財産ですので、役場の庁舎の中の行政目的のための土地等ではなくて、人に貸し付けるとか何ら目的がない中で持っている土地と、そういったものが普通財産でというふうなことになっておりますので、当然貸し付けも可能ですし、それから売り払いをしていくというふうなことも可能と、全く使う目途がないものは足していくと、利用も可能ということとして。大分前になりますけども、売り払いの希望者を村内に募ったりとかそういったこともありましたけども、実際には売り払いには至らなかったんですけども、そういったこともしたこともあるということですのでできるということですので。</p> <p>正路委員。 ただこれを足すと結構な面積になって、飛び飛びで大きいのから小さいのからあるんでしょうけども、いずれただ置いても何にもならないのであれば、今後利用価値を見つけた中で利用していった方がいいのかなと思いますので、ちょっと確認のつもりでしたが長くなりました。終わります。</p>
	<p>委員 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	<p>委員 長</p>	<p>なければ、「財産に関する調書」については、質疑を終結いたします。 以上をもちまして、決算特別委員会に付託されました「令和 2 年度普代村一般会計決算の認定について」及び「令和 2 年度 6 特別会計決算の認定について」の審査が終了いたしました。 お諮りいたします。認定第 1 号「令和 2 年度普代村一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、認定第 2 号から認定第 7 号までの「6 特別会計歳入歳出決算の認定について」の、7 会計歳入歳出決算につきましては、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	<p>委員 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、認定第 1 号「令和 2 年度普代村一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、認定第 2 号から認定第 7 号までの「6 特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。その旨、議長に報告いたします。 以上をもちまして、決算特別委員会に付託されました事件は、全て議了いたしましたので、決算特別委員会を閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	<p>委員 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本決算特別委員会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。 これをもちまして、「令和 3 年第 7 回普代村議会定例会決算特別委員会」を閉会といたします。</p>

		<p>委員の皆さん、参与の皆さんのご協力によりまして、無事に大役を果たすことができました。有り難うございました。</p>
--	--	--

--	--	--

